

インド特許法の基礎(第13回)

～特許発明の実施報告制度～

河野特許事務所
弁理士 安田 恵

1. はじめに

インドには、特許発明の商業的実施状況を定期的に報告することを特許権者又は実施権者に義務づける独自の制度が存在する(第146条)。排他的権利を有する特許権者に対してインドにおける特許発明の適正な実施を促すための制度である。長官は、特許権者又は実施権者から提供された特許発明の実施状況に関する情報を公開することができる(第146条(3))。実施状況の報告を怠ると罰金の対象となり、実施状況の虚偽報告を行った者には罰金刑又は禁固刑が科される(第122条)。

2. 排他的権利と特許発明の実施

特許を付与された特許権者は(第43条)、特許発明の実施に関して排他的権利を有する。特許の主題が製品である場合、特許権者は、権原無き第三者がインドにおいて当該製品を製造し、使用し、販売申出をし、販売し又はこれらの目的で輸入する行為を排除することができる(第48条(a))。特許の主題が方法である場合、特許権者は、権原無き第三者が当該方法を使用する行為、インドにおいて同方法により直接得られた製品を使用し、販売の申出をし、販売し又はこれらの目的で当該製品を輸入する行為を排除することができる(第48条(b))。

一方、特許権者には特許発明の適正な実施が求められている。特許は発明を奨励し、インドにおける経済的・技術的發展に寄与するためのものであり、特許権者及び実施権者が第三者による特許発明の実施を排除し、自身も実施しないような状況を許せば、インド経済の発展をむしろ阻害する結果になるためである。インド特許法によれば、特許権を行使するに当たっては、「特許は、発明を奨励するため、及び当該発明がインドにおいて商業規模で、かつ、不当な遅延なしに適切に実行可能な極限まで実施されることを保証するために、付与されるものであること」(第83条(a))、「付与された特許は、公衆の衛生及び栄養物摂取の保護を阻害せず、かつ、特にインドの社会・経済的及び技術的發展にとり極めて重要な分野における公共の利益を増進する手段としての役割を果たすべきであること」(第83条(d))等の一般原則を参酌しなければならないとされている。

インド特許法は、特許法第83条に掲げられた特許発明の適正な実施を担保するために、強制ライセンス制度(第84条～94条)と共に、特許発明の実施を促す実施報告制度を設けている(第146条)。特許法146条には、①特許権者又は実施権者に対して特許発明の商業的実施の程度を記